

岡山県津山体育館利用料金表

令和2年4月1日改定

1 体育館（税込み）

区分				午前		午後		夜間		終日	時間外 ～8時 22時～
				8時～12時		12時～17時		17時～22時		8時～22時	
				1時間 につき	午前	1時間 につき	午後	1時間 につき	夜間	終日	1時間 につき
平日	A 入場料を徴収しない 場合	① アマチュアス ポーツ又は学生、生 徒若しくは児童によ り行われる催物	片面	590円	2,340円	610円	3,020円	1,010円	5,030円	8,010円	1,710円
			全面	1,170円	4,670円	1,210円	6,030円	2,010円	10,050円	16,020円	3,420円
		② 営利又は宣伝 を目的としない催 物	片面	2,920円	11,680円	3,490円	17,440円	4,620円	23,100円	43,160円	5,970円
			全面	5,840円	23,350円	6,980円	34,880円	9,240円	46,200円	86,310円	11,930円
		③ その他の催物	片面	8,040円	32,160円	8,470円	42,320円	12,750円	63,740円	106,120円	16,390円
			全面	16,080円	64,310円	16,930円	84,630円	25,500円	127,480円	212,230円	32,780円
	B 入場料を徴収する 場合	① アマチュアス ポーツ又は学生、生 徒若しくは児童によ り行われる催物	片面	920円	3,650円	1,200円	5,970円	1,940円	9,690円	15,710円	3,020円
			全面	1,830円	7,300円	2,390円	11,930円	3,880円	19,370円	31,420円	6,030円
		② その他の催物	片面	8,510円	34,040円	10,230円	51,120円	13,520円	67,570円	126,290円	16,390円
			全面	17,020円	68,080円	20,450円	102,230円	27,030円	135,130円	252,570円	32,780円
休日	A 入場料を徴収しない 場合	① アマチュアス ポーツ又は学生、生 徒若しくは児童によ り行われる催物	片面	710円	2,810円	730円	3,620円	1,210円	6,030円	9,620円	2,060円
			全面	1,410円	5,610円	1,450円	7,240円	2,420円	12,060円	19,230円	4,110円
		② 営利又は宣伝 を目的としない催 物	片面	3,510円	14,010円	4,190円	20,930円	5,550円	27,720円	51,790円	7,160円
			全面	7,010円	28,020円	8,380円	41,860円	11,090円	55,440円	103,580円	14,320円
		③ その他の催物	片面	9,650円	38,590円	10,160円	50,780円	15,300円	76,490円	127,340円	19,670円
			全面	19,300円	77,180円	20,320円	101,560円	30,600円	152,980円	254,680円	39,340円
	B 入場料を徴収する 場合	① アマチュアス ポーツ又は学生、生 徒若しくは児童によ り行われる催物	片面	1,100円	4,380円	1,440円	7,160円	2,330円	11,630円	18,860円	3,620円
			全面	2,190円	8,760円	2,870円	14,320円	4,650円	23,250円	37,710円	7,240円
		② その他の催物	片面	10,220円	40,850円	12,270円	61,340円	16,220円	81,080円	151,550円	19,670円
			全面	20,430円	81,700円	24,540円	122,680円	32,440円	162,160円	303,090円	39,340円

備考

- 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合は、2割増しとする。（アリーナ使用料のみ、休日欄を参照）
 - 午後10時以後の延長時間が1時間未満であるとき、又は延長時間に1時間未満の端数があるときは、その延長時間又はその端数時間を1時間として計算する。
 - 特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。
 - 会場の準備及び取り片づけのための利用に係る料金の基準額は、A①に掲げる額とする。
 - 入場料を徴収する場合は、最高入場料に百を乗じて得た額を加算する。
- ※ 片面は津山総合体育館の最小単位。

2 柔道場、剣道場使用料（税込み）

区分		1時間につき	午前 8時～12時	午後 12時～17時	全日 8時～17時	終日 8時～21時
団体使用料	柔道場	500円	1,990円	2,500円	4,490円	6,490円
	剣道場	500円	1,990円	2,500円	4,490円	6,490円

3 器具及び設備使用料（税込み）

区分	単位	金額	区分		単位	金額
バレーボール	1式1時間につき	240円	テープレコーダー		1台1日につき	800円
バスケットゴール(移動式) (津山総合体育館のみ)	〃	490円	扇風機		〃	60円
バドミントン	〃	70円	ストーブ		1台1時間につき	110円
ハンドボール	〃	240円	長机		1脚1日につき	70円
テニス	〃	240円	いす		〃	30円
卓球	1組1時間につき	60円	照明用バトン		1日につき	2,630円
体操器具	1種目1時間につき	70円	どん帳		〃	2,630円
レスリングマット	1面1時間につき	70円	暗幕		〃	2,630円
トランポリン	1台1時間につき	70円	バックスクリーン等幕類		1種類1時間につき	1,360円
卓球スクリーン	1個1日につき	30円	更衣室		1日につき	240円
得点板	〃	30円	湯沸し室		〃	240円
電光得点表示装置	1式1日につき	190円	放送室		〃	240円
30秒タイマー	1個1日につき	30円	会議室		1時間につき	240円
ファール回数表示器	〃	30円	研修室		〃	120円
タイムアウト要求器	〃	30円	トレーニング室		〃	180円
審判台	1台1日につき	30円	ステージ		1日につき	2,680円
演台	1式1日につき	650円				
放送器具	1式1日につき	1,360円	照明 器具	アマチュア	1 k w時につき	50円
マイクロホン	2本目から1本	240円		その他	1 k w時につき	80円

備考 利用時間若しくは利用期間が単位未満であるとき、又は利用時間若しくは利用期間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間又は期間を一単位として計算する。

4 冷暖房料（1時間につき）（税込み）

区分\室名	アリーナ	柔道場	剣道場	会議室	研修室	トレーニング室
冷房設備	17,030円	3,830円	3,830円	420円	200円	2,730円
暖房設備	13,730円	2,730円	2,730円	300円	150円	1,630円

備考 利用時間が単位未満であるとき、又は利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間を一単位として計算する。

○ 利用料金の減免について

- 国民体育大会（予選会等を含む）又は全国障害者スポーツ大会（予選会等を含む）のために利用する場合で、特に必要と認めるときは、利用料金の全額をすることができる。
- 次のいずれかに該当する利用で、特に必要と認めるものについては、表の1、2及び3（会議室、研修室及びステージ）の利用料金の2分の1に相当する額を免除することができる。
 - 身体障害者（身体障害者手帳を有するもの）で組織する団体が主催する催物のために利用するとき。
 - 知的障害者（療育手帳を交付されているもの）で組織する団体が主催する催物のために利用するとき。
 - 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳を有するもの）で組織する団体が主催する催物のために利用するとき。
 - 65歳以上の者が加入資格を有する団体が主催する催物のために利用するとき。
 - 高等学校以下の学校（高専を除く）で組織する団体が主催する催物のために利用するとき。

※ 利用料金の減免申請は、明確にしてもらう。（事前提出が原則である）